

各務原市住宅改修支援事業に係る事業費支給要綱

(平成14年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、居宅介護支援事業者等が住宅改修支援事業を行った場合に要する費用の一部（以下「事業費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び住宅改修事業者をいう。
- (2) 介護支援専門員等 法第7条第5項に規定する介護支援専門員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の者その他これらに準ずる資格等を有する者であって、法第45条第1項に規定する住宅改修（以下「住宅改修」という。）について十分な専門知識を有すると認められるものをいう。
- (3) 要介護被保険者 現に本市が行う介護保険の被保険者であって、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者並びに各務原市福祉事務所が実施する生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2第1項の規定による介護扶助を受けるものをいう。
- (4) 住宅改修支援事業 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）別記4の3（3）イに規定する住宅改修支援事業をいう。

(支給対象者)

第3条 事業費の支給対象者は、要介護被保険者が各務原市介護保険施行規則（平成12年規則第14号）第19条に規定する介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を市長に提出するに当たり、住宅改修が必要な理由書を作成した介護支援専門員等が所属する居宅介護支援事業者等とする。ただし、当該申請に係る居宅介護住宅改修費等（法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費をいう。）が支給されなかったもの及び居宅介護支援（法第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。）のサービスの

提供を受けている要介護被保険者に係るものについては、この要綱に定める住宅改修支援事業の対象から除くものとする。

(支給額)

第4条 事業費の支給額は、1件当たり2,000円とする。

(請求の手続)

第5条 居宅介護支援事業者等は、事業費の支給を受けようとするときは、請求書(別記様式)に市で受付を済ませた住宅改修が必要な理由書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(支給)

第6条 市長は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、相当と認めるときは、請求書を受け取った日の属する月の翌月の末日までに居宅介護支援事業者等に対し事業費を支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年2月28日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年11月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

請 求 書

（宛先）各務原市長

下記のとおり、請求します。

請求金額 円也

請求内訳

区 分	1件につき	件 数	金 額
住 宅 改 修 理 由 書 作 成	2,000 円	件	円
	円	件	円
合 計		件	円

○請求者 住 所

代表者名

印

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	店 名	本 店 支 店 出張所
口 座 種 別	普通 当座	口 座 番 号	
フリガナ			
口 座 名 義 人			